The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships.

AOTS

専門家派遣事業 ご利用の手引

技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)

2021

一般財団法人
海外産業人材育成協会
AOTS
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

Ver.1　2021.7.30版

は　じ　め　に

一般財団法人海外産業人材育成協会（The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships、略称AOTS）は、主に開発途上国の産業人材を対象とした人材育成事業を通じて、民間企業の協力を得て技術協力を推進し、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与することを目的に活動しております。

AOTSでは、国庫補助事業である技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）として、海外から技術者・管理者の訪日等により行う受入研修、研修生の所在する国・地域で行う海外研修、研修生の所在する以外の国・地域で行う第三国型海外研修、現地大学等において講座を開設するとともに受講生のインターンシップも行う寄附講座、開発途上国の企業に対し日本の企業等から専門能力を有する技術者等を派遣等して生産性や品質、経営の改善を図る専門家派遣を実施しております。

この「ご利用の手引」は、AOTSが2021年度に経済産業省より政府開発援助（ODA）補助金交付を受けて実施することになりました技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣業)の専門家派遣事業及び2020年度に経済産業省より政府開発援助（ODA）補助金交付を受けて実施いたしました技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣業)の専門家派遣事業予算を翌2021年度に繰り越して適用する場合についてご案内するものです。

この「ご利用の手引」により、多くの皆様にAOTS専門家派遣制度について理解を深めていただき、本制度を開発途上国の産業技術者育成にご活用いただければ幸いです。

（ご注意）
専門家派遣事業では、専門家を海外に派遣しての対面指導だけでなく、オンラインでの指導も認められております。本書における”派遣国”、”出国”、”帰国”等の表記は、オンライン指導の場合は、それぞれ、”指導先国”、”指導開始”、”指導終了”等と読み替えてくださいますようお願いいたします。

一般財団法人
海外産業人材育成協会
AOTS
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships
企業連携部　研修・派遣業務グループ

目次

Ⅰ.専門家派遣事業の概要 … 1
1. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）（ODA型）について … 1
2. 派遣に要する経費負担 … 1
3. 申込要件 … 2

Ⅱ.申請等の手続 … 5
1. 派遣の申込 … 5
2. 審査委員会による審査 … 6
3. 派遣案件の承認と派遣手続 … 6
4. 派遣申請から派遣終了までの全体の流れ … 7

Ⅲ.派遣の実施について … 8
1. AOTSとの専門家派遣契約 … 8
2. オリエンテーション・派遣前研修 … 8
3. 報告書類及び帰国報告会 … 9
4. 一時出国制度 … 9

Ⅳ.派遣に係る費用 … 12
1. 派遣期間 … 12
2. 派遣費用の概要 … 12
3. 派遣費用及び分担金の支払 … 18
4. 帰国した専門家及び派遣中の専門家派遣費用の精算 … 19
5. 課税について … 19

Ⅴ.役務許可該非判定に関するご案内 … 20

Ⅵ.対象国・地域一覧 … 21

Ⅶ.個人情報保護方針 … 22

Ⅷ.アクセスマップ … 23

Ⅰ.専門家派遣事業の概要

1.技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)(ODA型)について

国内市場の成熟や経済のグローバル化に伴い、我が国企業は、海外に進出し外需を取り込み、成長につなげていくことが不可欠となっております。海外に進出する我が国企業にとって、現地の優秀な人材の育成は主要な課題となっております。

本事業では、我が国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、開発途上国における、民間企業等の現地の人材育成を官民一体となり実施し、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ります。具体的には、わが国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するための固有技術・管理技術等を有する派遣元企業の協力を得て、日本企業のコスト競争力強化等に必要となる現地拠点人材の育成や我が国中小企業等の開発途上国への製造拠点等において必要となる幹部人材の育成等を支援することを目的とし、開発途上国の製造現場等を活用した専門家による指導を、開発途上国の状況や企業ニーズに応じ、機動的に実施します。オンラインでの実施も可能です。

- 対象国・地域：開発途上国・地域が対象です。
  経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリスト(Ⅶ.資料編参照)によります。詳細につきましては「Ⅵ.対象国・地域一覧」をご覧ください。DACリスト記載の開発途上国・地域であっても、当該国事情等によって本制度の対象とならないこともあります。対象の可否については研修・派遣業務グループ(TEL:03-3888-8221)までお問い合わせください。

- 実施目的：次の要件①・②をいずれも満たす必要があります。

①	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術移転であること(実施目的が、現地法人でこれまで実績のない新技術の導入や従来と比べて高性能な製品・サービスへのモデルチェンジの対応等)
②	開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること

2.派遣に要する経費負担

経費には、専門家派遣に要する経費(以下「派遣経費」といいます。)と、専門家派遣事業の円滑な遂行に要する経費(以下「運営経費」といいます。)がありAOTSの基準に基づき算定されます。

派遣元企業とは	本事業に申請した日本企業または団体
指導先企業とは	指導を受ける派遣国の現地法人または団体
AOTS専門家とは	本事業を通して、日本企業または団体より派遣される専門家

(1)派遣経費

AOTS、指導先企業及び派遣元企業の負担割合は以下の通りです。

分類		補助率[AOTS負担金]	指導先企業負担率[指導先企業分担金]	派遣元企業負担率[派遣元企業分担金]
指導先企業が日系企業(日本側出資あり)	派遣元企業が中堅・中小企業(注2)	2/3	1/3	-
	派遣元企業が大企業(一般分野)	1/3	1/3	1/3
	派遣元企業が大企業(重点分野)	1/2	1/4	1/4
指導先企業がローカル企業(日本側出資なし)(注1)	指導先企業が開発途上国	2/3	1/3	-
	指導先企業が後発開発途上国	4/4	-	-

＊中小企業とは、以下の「中小企業基本法」第2条に基づく企業です。
ア. 製造業、建設業、運輸業その他の業種(イ～エの業種を除く): 資本金3億円以下又は従業員数300人以下
イ. 卸売業: 資本金1億円以下又は従業員数100人以下
ウ. サービス業: 資本金5千万円以下又は従業員数100人以下
エ. 小売業: 資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
＊中堅企業とは、中小企業以外の企業で、資本金10億円未満とします。
＊一般分野とは、上記中小企業・中堅企業以外の企業とします。
＊派遣元企業が一般分野で、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する案件は「重点分野」とします。

(イ)	開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術移転と認められるもの(実施目的が、新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等)
(ロ)	開発途上国・地域のサプライチェーンの多元化・強靭化に大きく寄与すると認められるもの
(ハ)	海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

(注1) 派遣元企業の企業規模は問いません。
(注2) 2021年度予算事業においては、資本金又は出資金が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。

(2)運営経費

専門家派遣を円滑に実施するために、付帯する事務経費の一部として、専門家派遣費総額の原則13%を、派遣実施分担金として派遣元企業に負担していただきます。

3.申込要件

派遣期間は原則として1ヵ月以上12カ月以内(付加指導を実施する場合はその日数を含む)とします。派遣人月は派遣元企業1社あたり20人月を上限とします。ただし、オンライン指導の場合は、連続した日で指導せず、間隔をあけての指導も可とします。また、半日単位の指導も可としますが、指導初日から最終日まで最長12カ月となります。

なお、ご申請に際し重要な事実について申告しなかった、又は虚偽の申告があった場合には、出発時に遡って専門家派遣を取消し、AOTSが支出・負担した費用の償還を求めますので、ご留意ください。

(1)派遣案件の要件

派遣案件は、専門家派遣要請があることが条件となります。ただし、次のような派遣案件は専門家派遣事業の対象外となります。

① 指導先企業と派遣元企業の間に技術役務提供契約が締結されている場合
ただし、専門家派遣事業の指導内容を、技術役務提供の対象から除外する旨の書類を提出する場合は、専門家派遣事業の対象となります。

② 指導先企業と派遣元企業の間にプラント輸出契約等に基づいて専門家の派遣が約束されている場合

(2)派遣元企業の要件 (＊：対面指導の場合に適用)

派遣元企業は、原則として指導先企業と資本関係又は商取引関係があり、日本資本が50%超の企業とします。

- ＊企業に所属する専門家(嘱託社員、出向契約社員を含む)をAOTS専門家として派遣する場合、専門家と雇用関係のある派遣元企業に対し、派遣中、派遣元企業の責任において労働者災害補償保険(海外派遣者特別加入)を付保することを義務付けております。なお、付保手続き完了後には、労働基準監督署が発行する、当該専門家に関する「海外派遣に関する報告書」のコピーを提出してください。
- オリエンテーション、帰国報告、赴帰任等に要する最寄りの空港までの国内旅費等は派遣元企業においてご負担ください。
- ＊専門家が指導に必要な経費等は派遣元企業においてご負担ください。
- ＊労働許可証の取得および査証の更新につきましてはAOTSでは実施いたしませんので、派遣期間に影響がないよう派遣元企業が指導先企業と協力の上、遅滞なく執り行うようお願いいたします。また、取得後は速やかにAOTSまでご提出願います。
- 派遣期間中も当該専門家との雇用関係を維持していますが、派遣期間中(オンライン指導の場合は指導を実施する日)に専門家に対して指導とは関係の無い業務上の指示、または命令を出すことはできません。

(3)専門家の要件

専門家は契約に基づき、AOTSの技術アドバイザー(「AOTS EXPERT」)という立場で、指導先企業の経営者、責任者、管理職、従業員等に助言・指導を行います。従って、指導先企業において直接的に、営業活動等の業務に携わったり、指導先企業の経営者、工場長、その他の管理職に就くことはできません。また、契約の当事者となることはできません。

専門家は、派遣元企業の従業員（又はAOTS登録専門家）で、原則として次の要件を満たしていることが必要です。

① 制度の趣旨を理解し海外における技術協力に熱意を持っていること。
② 派遣元企業との間に雇用契約があること（顧問契約、請負契約は不可）。ただし、オンライン指導の場合は雇用関係の有無は問わない。
③ 審査委員会実施時点で25歳以上69歳以下の者であること。ただし、オンライン指導の場合は70歳以上も可とし、健康診断書・問診票の提出は不要とする。
④ 日本国内における指導対象に関連する業務歴が5年以上あること。
⑤ 指導のための専門知識及び能力を持っていること。
⑥ 指導活動に必要な英語等外国語能力があること（通訳の設置で代替することは可能）。
⑦ 人格円満で、業務適応能力を有し、心身共に健康で、対面指導の場合は海外勤務に十分耐えうること。
⑧ 公務に従事する者（非常勤を除く）でないこと。
⑨ 申請書の提出時点で日本に住所を有し、通算で10年以上日本に居住していること。
⑩ 派遣期間中(オンライン指導の場合は指導を実施する日)は現地指導に専念できること。

※留意事項（＊：対面指導の場合に適用）

- 専門家は、派遣の目的を十分理解するとともに、当該派遣国の法規に対しても順法精神を発揮し、信義誠実の原則にのっとった行動が求められます。
- 専門家は、指導先企業では中立的な立場での助言・指導を行うとともに、対外的にも本事業に支障を及ぼすような言動を慎んでください。
- ＊専門家は、赴任及び帰国、任国以外への旅行（業務出張、私費一時出国等。以下「旅行」といいます。）をするときは、AOTSに事前に許可を得た上、その指示に従ってください。
- ＊専門家は、規定に応じて、任国外への旅行が認められます。
  なお、AOTSの許可を得ないで出国をしたときは、任国を離れていた期間の派遣手当は支給されず、場合によっては契約を解約することもあります。帰国報告時にパスポートをご持参いただき、派遣期間中の出入国を確認させていただきます。
- ＊専門家は、安全確保等のため、現地における自動車・バイク等の運転を禁止します。又、その他危険を伴う行為を慎んでください。
- ＊現地での名刺等については、「AOTS　EXPERT」と明記してください。

(4)指導先企業の要件（＊：対面指導の場合に適用）

指導先企業は、先進国（日本を除く）資本が50%未満である企業とします。

- ＊査証の更新が必要な場合は、派遣元企業および専門家に協力すること
- ＊専門家の指導に必要な労働許可証を取得し、費用を負担すること
- 日本、派遣国及び関連国の輸出管理法を順守していること
- 指導先企業分担金の負担能力があること
- ＊付加指導に関する各種手配及び調整（無償）すること
- ＊専門家の指導先等への交通手段を確保すること
- 通信設備（パソコン、携帯電話、事務所の電話、インターネットアクセス）を提供すること
- ＊事務スペース（机及びイス）及び事務用消耗品を提供すること
- ＊作業服、安全帽及び靴等、現場で必要な備品を提供すること
- ＊専門家の指導に必要なその他のサービス（通訳、空港への送迎、宿泊施設の斡旋等）を提供すること
- ＊指導先企業の要請に基づく（指導に関連する）国内外出張の経費を負担すること
- AOTS指定のフォーマットによる報告書を提出すること
- ＊専門家が指導先企業又は付加指導先企業で負傷又は器物等を損壊した場合の適切な対処と費用負担
- ＊指導場所及び居住地での環境、安全、福利、衛生を確保するための措置や、労働争議等の影響を受けないための措置・調整

(5)付加指導の要件（対面指導の場合）

対面指導の場合は、開発途上国を支援するというODAの趣旨を実現するため、指導先企業に日本企業の出資があるケースでは、指導先企業と取引関係にある現地企業、地元の学校等の教育機関等（以下「現地企業等」といいます。）への付加指導（指導・助言）が、次の条件で付されます。（詳しくはご相談ください） なお、オンライン指導の場合は付加指導は不要です。

① 日本側出資比率が100%の場合は、原則として全指導日数の約1/4程度の期間
② 日本側出資比率が50%以上の場合は、原則として全指導日数の約1/8程度の期間
③ 日本側出資比率が50%未満の場合、或いは指導先企業が100%ローカル資本の場合は、付加指導は義務付けられておりません。

	日本側出資比率	付加指導の割合
付加指導 日数表	100%	正味指導日数の1/4程度
	50%以上100%未満	正味指導日数の1/8程度
	50%未満	不要

（ア）正味指導日数とは、全指導期間より指導先企業の休日を減じた日数です。
（イ）付加指導先が技術指導に同意していることをご確認の上、申請書類を提出してください。
（ウ）申請書類の（3）指導計画書には、「付加指導先概要及び指導内容」の記入欄があります。

- 商取引関係等がある現地企業（現地資本が50%以上）への指導
  - 部品・材料購入先、製品納入先、部品外注先等
  - 指導場所は、当該現地ローカル企業でも、現地ローカル企業のスタッフを指導先企業で指導しても構いません。
- 職業訓練学校、専門学校、大学等での指導（講義等）
- 指導先企業が受け入れるインターンシップ生に対する指導の実施（現地大学生等）
- 工業団地研修センター等での技術指導（講義等）

(6)外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規の遵守について

① 日本国及び関連国の「外国為替及び外国貿易法（外為法）」等の輸出関連法規を遵守してください。
② 指導を行う際に使用する設備や技術が外為法第25条(役務取引等)の規定により経済産業大臣の許可が必要な場合があります。
③ 規制される技術は「外国為替令」第17条に列記されているもので、経済産業大臣の許可を要する貨物の設計、製造、使用の技術が対象になります。
④ 輸出に当たって経済産業大臣の許可が必要でない貨物の設計、製造、使用の技術についても、その提供には許可を要する場合があります。
⑤ 社内に輸出管理規程が整備されている場合は、指導内容が役務許可の該非を担当部署に確認してください。
⑥ 該当、非該当が不明な場合等のときは、「Ⅴ.役務許可該非判定に関するご案内」をご確認いただくか、下記にお問合せください。

【確認先】
経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易審査課：
TEL：03-3501-2801
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
又は
安全保障貿易情報センター(CISTEC)：
TEL：03-3593-1148
（相談は内容によって有料）

(7)その他

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)は、国庫補助事業であるため、国の予算の使途の透明性の観点から、補助事業における支出に関する情報として、国の予算要求などの関係資料に補助金の支出先名（利用企業様名）や支出金額（補助金額）などを明記し、公表される場合があります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

Ⅱ.申請等の手続

本事業は、派遣元企業からAOTS宛てに所定の申請書類の提出を受け、AOTSがそれを受付けたときから手続が始まります。以下、手続について順番に説明します。

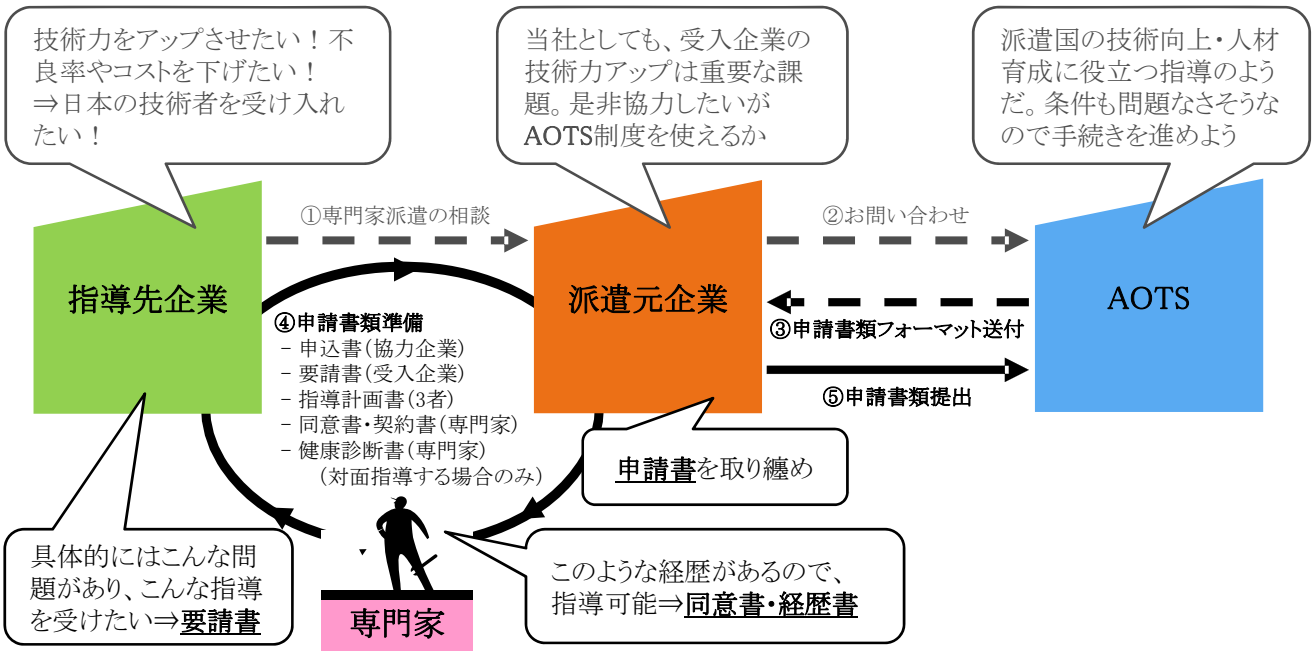

1.派遣の申込

派遣元企業より提出していただく申請書類には、派遣元企業・指導先企業の概要及び専門家の同意書及び経歴書の他、(1)指導を必要としている分野・内容、(2)指導を受ける側の責任者、(3)指導を希望する期間及び指導場所、(4)指導する専門家の人数及び能力・経験等の条件、(5)その他専門家派遣を行うために必要な事項等を記載することになっております。

[提出用]申請書類一覧

(1)申込書 (*1)2021年度予算事業のみ (*2)中小企業のみ (*3)中堅・中小企業のみ	派遣元企業が作成 ・直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書) AOTS制度を初めてご利用の際には直近5年間の財務諸表 ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し ・会社概要及び製品等が分かる参考資料 ・申請案件が技術役務提供契約適用除外である旨を説明した書類 ・労働保険申告書の写し (*2) ・株主名簿(出資者および出資比率記載)または出資者名と出資比率を記載した書類 (*1),(*3)
(2)要請書	指導先企業が作成 ・直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ・組織図 ・会社概要及び製品等が分かる参考資料
(3)指導計画書	派遣元企業、指導先企業、専門家が協議の上、作成 ※対面型とオンライン型を組み合わせた指導をご希望の場合は、研修・派遣業務グループ(TEL:03-3888-8221)までご相談ください。
(4)同意書及び経歴書	派遣元企業および専門家が作成
(5)健康診断書及び問診表 (対面指導の場合のみ)	派遣元企業および専門家が医師に作成を依頼 ・原則としてAOTSが指定する様式を使用すること ・健康診断書は派遣予定日の3ヵ月以内に受診した日付のもの ・原則として派遣期間が3ヵ月(90日)未満の場合、健康診断書は不要、問診表のみ提出
(6)重点分野説明書 (該当する場合のみ)	派遣元企業が作成

健康診断書の検査項目

検査の内容等		専門家		
		34歳以下	35歳以上	40歳以上
一般検診	受診義務	有		
	検診項	A	A及びB	A、B及びC
特別検診	検診項目	一般検診以外の検診項目に係る検診及び一般検診を受けた後の精密検査について、協会の指示があった場合に限り、受診する。		

検診項目A：身長、体重、BMI、血圧、血液検査（血算（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、MCV、白血球数、白血球分画、血小板数））、尿検査（蛋白、糖、潜血）、肝機能（AST、ALT、AL-P、γGTP）、尿酸、脂質（TG、LDL 、HDL）、腎機能（BUN、Cr）
検診項目B：心電図、胸部X線（正面）
検査項目C：血糖、ヘモグロビンA1c、便潜血、聴力
※高血圧症の専門家は、通常の心電図にさらに負荷心電図の検査を受診してください。
※提出された申請書類に不備等がある場合には派遣元企業に追加情報の提供を求める場合があります。
※健康診断および再検査に係る費用については、派遣元企業又は専門家負担となります。

2. 審査委員会による審査

派遣案件は、審査委員会で指導対象の分野、内容、指導計画、専門家候補の技術能力、派遣期間、指導先企業の状況等について審査されます。
なお、審査委員会は、学識経験者、経済協力関係機関及び産業団体の代表により構成され、原則として毎月2回開催されます。
対面指導の場合は、専門家が出発するまでには、申請書の提出から通常2～3ヵ月を要します。
オンライン指導の場合は、申請から指導開始まで約1.5カ月を要します。（オンライン型は渡航手続きが不要のため、対面型より短期間で済みます。）
対面型とオンライン型を組み合わせた指導をご希望の場合は、研修・派遣業務グループ（TEL：03-3888-8221）までご相談ください。
審査では、次のようなポイントを総合的に勘案し、専門家派遣が妥当であるかどうかを判断します。

- 派遣元企業、指導先企業、専門家が、制度利用の資格要件を満たしていること。
- 派遣国及び指導先企業の業種が、AOTS専門家派遣事業の対象となっていること。
- 指導目標及び指導内容が、AOTS専門家派遣事業の目的に適っていること。
- 専門家の知識・経験が、派遣元企業及び指導先企業のニーズに合っていること。
- 派遣期間、指導計画が適切であること。
- その他、法令やAOTSが定める各種規程に則っていること。

3.派遣案件の承認と派遣手続

審査委員会による審査を経た後、AOTSが派遣案件を承認し、その結果を派遣元企業に通知した後、派遣に係る手続（渡航・契約等）が開始されます。

派遣前には契約を取交わします。これによりAOTSとそれぞれの契約者との間に派遣に関する権利・義務が確定し、正式な派遣（出発）ができる体制が整うことになります。
なお、派遣決定通知後、AOTS側以外の事由により相当日数を経ても契約がなされない場合、若しくは専門家の健康問題、その他の事由が発生したときは、専門家派遣の中止又は取りやめを決定します。
また対面指導の場合、派遣案件の決定から専門家が出発するまでの契約等に係る事務手続は、通常でも1.5ヵ月程度の期間を要します。派遣国の法律で定められている滞在に必要な査証（ビザ）及び指導業務に必要な労働許可（ワークパーミット）の取得に、さらに時間を要する場合がありますので、あらかじめ指導先企業に協力を依頼しておくことをお勧めします。
渡航後に取得した労働許可（ワークパーミット）や更新した査証につきましては、スキャンデータをすみやかにAOTSにご提出願います。

4.派遣申請から派遣終了までの全体の流れ

※対面指導の場合のみ必要

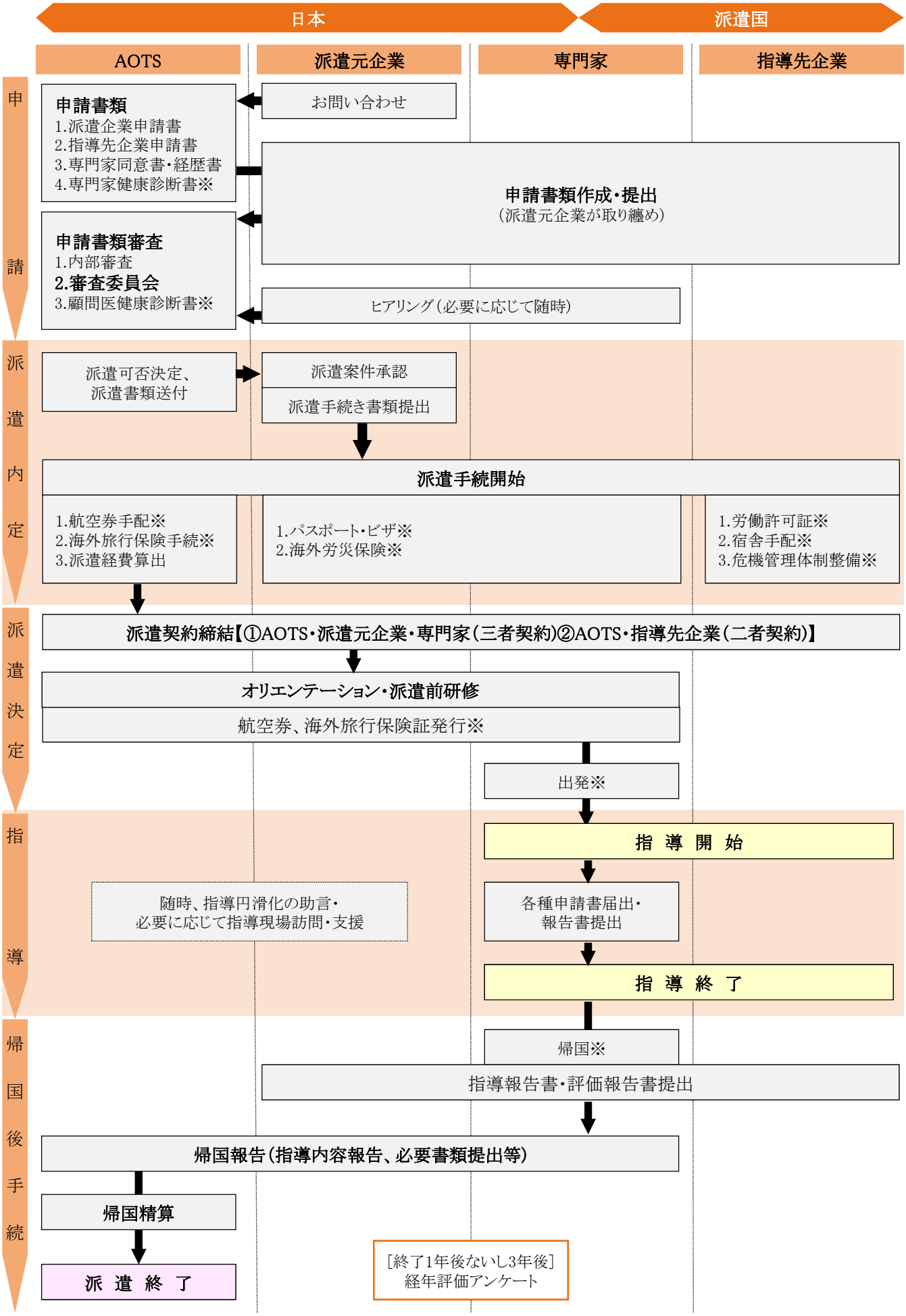

Ⅲ.派遣の実施について

1.AOTSとの専門家派遣契約

全ての専門家派遣契約に係る手続きは、派遣元企業を経由して行います。

(1)派遣元企業、専門家及びAOTSの契約

AOTSは、派遣元企業及び専門家と「専門家派遣に関する契約書」により、指導先企業を一定期間指導するという委託／受託の業務に関する契約を交わします。これにより専門家はAOTSの指示に基づいて指導する義務を負うことになり、また、派遣元企業は専門家を支援する義務を負うことになります。

専門家は、派遣元企業との雇用関係（出向者、嘱託等を含む)があることを前提とし、派遣期間中においてもその関係を継続することを条件に契約が結ばれます（専門家の身分はAOTSへ移籍されません)。
ただし、オンライン指導の場合は、派遣元企業との雇用の関係の有無は問いません。

(2)指導先企業及びAOTSの契約

AOTSと指導先企業との契約は、「AGREEMENT ON AOTS EXPERT SERVICE ABROAD PROGRAM」により、専門家が指導先企業を一定期間指導することになります。

(1) 、(2)の契約関係は以下のとおりです。

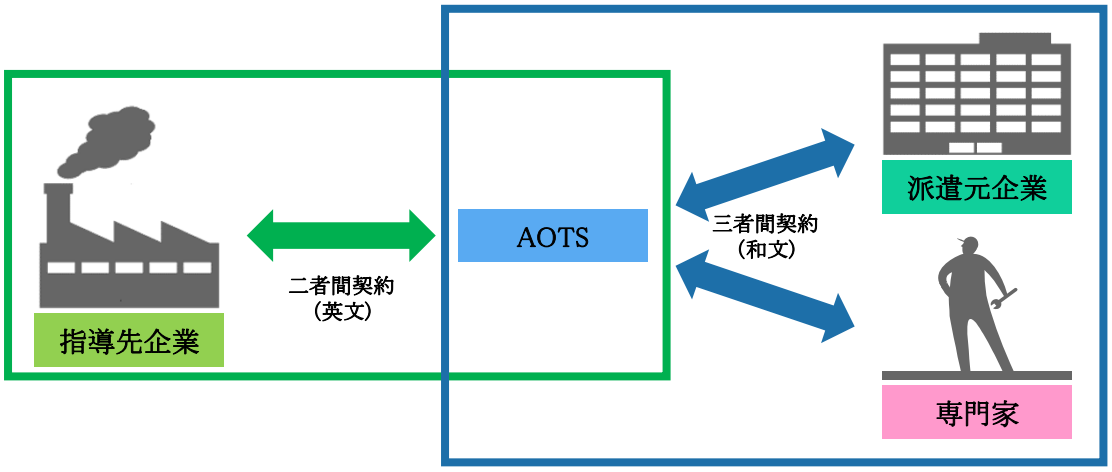

なお、専門家、派遣元企業又は指導先企業が契約に違反したときは、AOTSと派遣元企業及び指導先企業との契約条項に基づき専門家派遣に関するすべての契約が解約され、専門家には指導を中止して帰国していただく場合があります。その際は、AOTSが支出・負担した費用の償還を求めますので、ご留意ください。
この他、レジデンストラック利用の場合、派遣元企業の責任で専門家派遣を行う誓約書を提出していただきます。

2.オリエンテーション・派遣前研修

AOTSは、派遣が決定した専門家および派遣元企業の担当者に対して、AOTSが指定した日にオリエンテーションおよび派遣前研修を実施します。
オリエンテーションでは、専門家派遣契約内容、各種報告書類の書き方等を中心に説明を行います。加えて、対面指導の場合には海外での健康管理・危機管理の説明も実施します。また、派遣前研修として、専門家の指導スキル向上のため異文化コミュニケーション等指導成果に繋がるような研修内容を実施する場合があります。

3.報告書類及び帰国報告会

(1)派遣期間中及び帰国時における報告書類及び提出時期

各報告書類の様式は派遣案件の承認後にお渡し致します。なお、ご帰国後に帰国報告会を実施いたします。

(1)専門家が作成するもの	① 実行目標及び指導実績評価報告書(赴任時・帰国時) ② 月別指導報告書(毎月) ③ 指導報告書(帰国時)
(2)派遣元企業が作成するもの	① 派遣元企業評価報告書(帰国時) ② 経済効果アンケート
(3)指導先企業が作成するもの	① 指導先企業評価報告書(帰国時) ② 実行目標及び指導実績評価報告書(赴任時・帰国時)

(2)経年アンケート

専門家派遣を実施したことにより、その後どのような変化・効果をもたらしているか等を確認するため、専門家派遣終了以降1～3年後に、派遣元企業を対象に追跡調査を実施しておりますのでご協力お願いいたします。

4.一時出国制度 (対面指導の場合)

専門家は、派遣元企業及び指導先企業の許可、かつ、AOTSの許可を得て、次のとおり日本又は任国外に出国することが可能です。専門家が下記のいずれかの一時出国の許可を受けようとする場合は、原則として私費一時出国予定日の1週間前(親族死亡等を除く)までにAOTSが様式集で定めている各種一時出国許可願のフォーマットを記入して協会に申請し、AOTSから許可を得て下さい。
一時出国の期間が終了し任国に到着した時は、遅延なくAOTSが様式集で定めている「任国到着届」及びパスポートの出入国印のページのコピーを担当者へご提出ください。

(1)私費一時出国

- 派遣期間が3ヵ月以上である専門家に対して、9日(移動日を含む。)を限度として、私費による一時帰国、又は私費による任国外への出国が出来ます。
- 私費一時出国する専門家に対して、AOTSからは私費一時出国に要する旅費を支給致しません。専門家が現に受けている滞在費を帰国の精算でAOTSに戻して頂きます。また、滞在費が不支給の期間は派遣元企業に対する技術協力費も支給されません。
- 協会が私費一時出国を許可できる回数は、派遣期間が3ヵ月以上の場合は1回、4ヵ月以上の場合は2回、7ヵ月以上の場合は3回です。なお、連続した回数分の私費一時出国日数の取得も可能ですが専門家の休暇取得以外の目的の場合のみとなります。

(2)私費一時出国の特例

専門家が次に掲げる事由により私費一時出国を行う必要がある場合は、(1)私費一時出国の条件にかかわらず出国することができます。

① 親族死亡等の場合

- 専門家の配偶者、子、父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母(以下「親族」という。)の死亡又は著しく重態(病気看病を含む。以下同じ。)の場合、原則として14日(移動日を含む。)を限度として私費一時出国ができます。
- 専門家の私費一時出国期間中に当該親族が死亡又は当該親族の著しい重態が続くときは、私費一時出国の期間を最大30日(移動日を含む。)まで延長することができます。ただし、親族が死亡しその死亡日から起算して7日目が前段に規定する30日を超える場合は、当該死亡日から起算して更に7日(移動日を含む)を限度として一時出国期間を延長することができます。

- 専門家に対しては、AOTSから私費一時出国に要する旅費は支給しませんが、7日（移動日を含む)を限度として現に受けている滞在費のカットは行いません。また専門家の私費一時出国中に当該親族が死亡したときは、その死亡日から起算して更に7日（移動日を含む)を限度として滞在費のカットは行いません。

② 専門家の病気療養の場合

- 専門家が負傷又は疾病にかかった場合であって、任国において治療等が困難なため我が国又は任国外において治療等の措置を講じる必要がある場合は、30日（移動日を含む。)を限度として私費一時出国ができます。
- 専門家に対しては、AOTSから私費一時出国に要する旅費は支給できませんが、14日を限度として現に受けている滞在費のカットは行いません。

(3)任国外出張

- 原則として派遣期間が3ヵ月以上の専門家が派遣元企業等及び指導先企業等からの要請を受けて指導業務又は査証更新のため我が国又は任国外の第三国に出張するときは、当該専門家に対して、原則として9日（移動日を含む。)を限度として、任国外出張ができます。指導業務での任国外出張においては、指導対象者である現地ローカルスタッフを連れて行くことが条件となります。
- 任国外出張を行う専門家に対して、任国外出張中、専門家が現に受けている滞在費及び技術協力費のカットは行いません。
- AOTSは任国外出張に伴う旅費の支給は致しません。

(4)任国外旅行の特例

- AOTSは、後発開発途上国や継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地（以下「特定不健康地」という。別表のとおり。)又は専門家の任国と近隣諸国との往来が日常生活において活発に行われており、同一経済圏と考えられる地域等に派遣された専門家が、次に掲げる事由により近隣諸国に任国外旅行を行う必要がある場合は、原則として日曜日、休日等の指導先企業等に対する指導義務のない日程を含む2日を限度として、私費一時出国の回数制限にかかわらず、派遣期間中に任国外旅行をすることができます。
  - ① 生活必需品等の購入
  - ② 治療（長期治療は除く。)及び医薬品の購入
  - ③ 指導用資材（指導のために必要な書籍及び資料等を含む。)等の購入
  - ④ その他の特別な理由
- 任国外旅行を行う専門家に対して、AOTSでは任国外旅行に要する旅費は支給しませんが、当該旅行期間中について現に受けている滞在費のカットは行いません。

一時出国制度一覧表

専門家は、派遣企業及び指導先企業の許可、かつ、AOTSの許可を得て、次のとおり日本又は任国外に出国することが可能です。

種類	対象表	派遣元企業 派遣先企業 AOTSの許可以外の条件	旅行限度期間 （移動日を含む）	滞在費 技術協力費	外国旅費	備考
私費一時出国	派遣期間が3ヵ月以上の専門家	特になし	9日	不支給	不支給	派遣期間 3ヵ月以上 1回 派遣期間 4ヵ月以上 2回 派遣期間 7ヵ月以上 3回 派遣期間10ヵ月以上 4回
私費一時出国 (冠婚葬祭)		子女の結婚等AOTSが特に必要と認めた場合	9日 （厳に必要と認められる期間）			回数制限に関係なく出国が可能
私費一時出国 (特例)	全専門家	専門家の配偶者、子、父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡又は著しい重態の場合	原則14日 (30日まで延長可)	7日間を限度として派遣手当等を支給 (※1)	不支給	回数制限に関係なく出国が可能
		負傷又は病気にかかって任国で治療が困難なため、日本等で治療が必要な場合	30日	14日間を限度として派遣手当等を支給	不支給	
任国外出張	原則として派遣期間が3ヵ月以上の専門家	派遣元企業及び指導先企業の要請に基づく指導業務	9日	支給	不支給	原則として指導先企業の指導対象者の動向が必要
	査証更新が必要な専門家	査証更新	必要最小限の期間	支給	不支給	任国到着後、更新した査証ページのコピーを送付すること
○特定不健康地(※2)あるいはAOTSが認めた地域に派遣された専門家を対象とした一時出国						
任国外旅行 (特例)	AOTSが特に認めた地域(※3)に派遣されている専門家	原則として日曜日や休日等を含むスケジュールで、協会が指定した地域で生活必需品の購入、治療(長期治療は除く)及び医薬品の購入等を行う場合	原則2日 (※4)	支給	不支給	派遣期間中の出国について、一括して許可を得ることが可能

(※1) 当該親族が死亡した場合は、死亡日から起算して更に7日を限度に派遣手当を支給します。
(※2) アジアの場合、バングラデシュ、ブータン、モンゴル、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ等が該当(その他は、AOTS担当者に確認して下さい。)
(※3) カンボジア、ラオス、ミャンマー、インド、マレーシア南部、中国華南地域、インドネシアビンタン島・バタム島他
(※4) インドの場合は4日を限度とします。

別表

特定不健康地

一. アジア地域
　バングラデシュ（全地域）、ブータン（全地域）、モンゴル（全地域）、ラオス（全地域）、
　カンボジア（全地域）、ミャンマー（全地域）、東ティモール（全地域）、インド（全地域）、
　ネパール（全地域）、パキスタン（全地域）、スリランカ（全地域）、ウズベキスタン（全地域）
二. 中近東地域
　イラン（全地域）、イラク（全地域）、ヨルダン（全地域）、トルコ（イスタンブール以外）
三. アフリカ地域
　アルジェリア（全地域）、エジプト（全地域）、モロッコ（全地域）、スーダン（全地域）、
　コートジボワール（全地域）、ガーナ（全地域）、ケニア（全地域）、モザンビーク（全地域）、
　ナイジェリア（全地域）、南アフリカ共和国（全地域）、ザンビア（全地域）、ジンバブエ（全地域）
四. 北米・中南米地域
　バルバドス（全地域）、ボリビア（全地域）、ブラジル（クリチバ、ポルトアレグレ以外）、
　コロンビア（全地域）、メキシコ（全地域）、パナマ（全地域）、ペルー（全地域）
五. 大洋州地域
　フィジー（全地域）

Ⅳ.派遣に係る費用

1.派遣期間

(1)派遣期間

対面指導の場合、専門家が日本を出発する日から、指導を終了して日本に到着する日までの期間をいいます。

赴任の場合は、最短、かつ経済的なルートにより直行していただきます。帰国の場合も、原則として赴任と同様です。ただし、天災、内乱等の特別な事由がある場合に限り、経路を変更して帰国することができます。

なお、帰路変更により延長された期間は、派遣期間とは見做されません。帰路変更に要する経費及びこの期間の海外旅行保険等は本人負担とし、延長期間は1週間以内とします。

オンライン指導の場合、専門家が指導を開始する日から、指導を終了する日までの期間をいいます。

(2)旅行期間（対面指導の場合）

専門家が赴任のために日本（又は任国)を出発する日から任国（又は日本)に到着する日までの移動期間をいいます。

(3)指導期間

対面指導の場合、任国到着の日の翌日から、指導を終了して任国を出発する日の前日までの期間をいいます。

なお、レジデンストラック利用の場合、 派遣国に入国後の待機期間中は、技術指導の準備や資料・マニュアルの作成、オンライン指導等の取り組み(以下「技術協力」と言います。)を実施していただきます。

オンライン指導の場合、連続した日で指導せずに間隔をあけての指導や半日単位での指導も可とし、指導した日数(半日は0.5日とカウントします)の合計をいいます。

(4)専門家の号（格付）

専門家は、学歴及び業務歴を基準として、下表に基づき1号から3号-2までに格付けされます。

専門家格付基準

専門家の号	指導に関する業務歴年次			
	大学卒	短大・高専卒	高校卒	小・中学校卒
1号	30年以上	34年以上	38年以上	45年以上
2号	18年以上	22年以上	30年以上	35年以上
3号-1	10年以上	14年以上	22年以上	27年以上
3号-2	10年未満	14年未満	22年未満	27年未満

2.派遣費用の概要

派遣費用の補助対象の概要については、別表「専門家派遣費支給基準」のとおりで、内容は以下を参照してください。

(1)旅費（対面指導の場合）

① 外国旅費

外国旅費の種類は、航空賃、外国日当及び外国宿泊料とします。

Ⅳ.派遣に係る費用

ア. 航空賃

赴任及び帰国にかかる航空券を第1表「航空券」に基づきe-チケットを交付します。

イ. 外国日当及び外国宿泊料

旅行期間中の外国日当及び外国宿泊料は、第2表「外国日当及び外国宿泊料」の定額を補助対象とします。船舶又は航空機による旅行で旅行期間が2日以上にわたるときの日当の額は、外国を出発した日又は外国に到着した日以外は丙地方として定める額とします。

レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力を全く実施しない場合は、外国旅費は補助対象外となります。

② 支度料

赴任、現地の指導等に必要な諸雑費として、派遣期間及び専門家の号の区分により第3表「支度料」の定額を補助対象とします。ただし、出発の日から起算して過去1年以内にAOTSより支度料の補助を受けているときは、その額を差し引いた額を補助対象とします。

レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力を全く実施しない場合は、支度料は補助対象外となります。

③ 渡航雑費

専門家派遣に必要な予防接種の費用（第6表を参照）、出入国税、査証料（専門家派遣実施のために最低限必要な種類の査証）、出入国に必須の書類(査証等)取得手数料及び空港施設利用料は、それぞれ証ひょうに基づき、年度末および帰国精算時に補助対象として精算します。ただし、予防接種の費用は10万円を上限といたします。

レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力を全く実施しない場合は、渡航雑費は補助対象外となります。また、渡航のために追加的に要する費用については、義務化されている場合のみ補助対象とします。

・日本でのPCR検査費用、陰性証明書等の発行手数料
・派遣国でのPCR検査費用、陰性証明書等の発行手数料
・ベトナムでの人民委員会への承認申請代行、保健局への申請代行、隔離施設所在地区の保健所への確認申請代行、入国管理局への入国承認申請代行等。ベトナム以外で入国にあたり手続きが必要な場合は、研修・派遣業務グループ（TEL：03-3888-8221）までご相談ください。

ただし、PCR検査実施に伴う旅費は補助対象外です。

④ 滞在費

指導期間中の滞在時におけるホテル等の部屋代、生活及び指導に必要な経費として第2表「外国日当及び外国宿泊料」の外国日当と外国宿泊料を合算した額を補助対象とします。ただし、指導期間により次の調整を行います。
同一地域に30日以上滞在するときは、その地域に到着した日の翌日から起算して、31日目以降は定額の10％、61日目以降は定額の20％を減額します。

レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力に取り組むことを条件に、技術協力を実施した日について、滞在費を補助対象とします。ただし会社カレンダーにおける休日(土日祝日等)については技術協力を実施しなくても補助対象とします。なお、待機期間中、指導と関係のない業務に従事することできません。

(2)その他派遣に必要な経費

① 損害補償保険費（対面指導の場合）

ア. 海外旅行保険

AOTSは専門家に対し、派遣期間中、第4表「海外旅行保険」の海外旅行保険を付保します。

（注） a. 海外旅行保険は通常の生命保険とは異なりますので留意ください。
b. 海外旅行保険は海外旅行中の傷害及び疾病等についての保険ですので、有効期間は派遣期間となります。
c. 専門家が派遣期間中に死亡、病気、傷害、または指導先企業の行為に基づき生じた損害、その他不測の事態に遭遇した場合、専門家に対する AOTSの補償は、海外旅行保険に支払われる保険金額をもって限度とします。

イ. 労働者災害補償保険（海外派遣者特別加入）
AOTSは企業に所属していない個人専門家に対しては、労働者災害補償保険（海外派遣者特別加入)の給付基礎日額を9,000円として付保します。ただし、企業に所属している専門家に対しては、派遣元企業の責任において付保していただきます。

② 技術協力費
技術協力費は、派遣元企業の有する技術や知見及び専門家派遣事業への協力に対する対価として、日額6,000円を補助対象とし、派遣期間に応じ、原則として派遣元企業に支払います。

レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力に取り組むことを条件に、待機期間中のうち技術協力を実施した日について、技術協力費(1,000円/時間※上限6,000円)を補助対象とします。

オンライン指導の場合、指導を実施した日のみが補助対象となります。半日単位で指導を実施した日については半日分（3,000円/半日）となります。

③ 通訳謝金（オンライン指導の場合）
指導に伴う通訳費を補助対象とします。通訳時間に基づき、以下の基準単価を上限としますが、現地相場の単価に基づいて通訳をご手配ください。なお、社内通訳は補助対象外です。

通訳言語	単位及び金額（円）税込金額		
	1日（昼食時間を含めて拘束8時間以内）	半日（拘束3時間以内）	時間（拘束1時間当り）
（A種）英語、中国語、韓国語	66,000	33,000	11,000
（B種）A種以外の言語	69,300	34,650	11,550

（注）現地通訳者の場合は、税抜金額となります。また、言語に関わらず（A種）が適用されます。

④ 旅費交通費（オンライン指導の場合）
通訳、遠隔指導導入する企業への伴奏支援に要する外部専門家等の国内移動費も補助対象となります。ただし、派遣元企業に所属する専門家の国内移動費は補助対象外です。

⑤ 施設等借上費（オンライン指導の場合）
指導に伴う国内及び海外の会場代をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑥ 教材費（オンライン指導の場合）
指導に必要な教材等の作成原稿料、翻訳料、ならびに、指導に要する教材(動画、Eラーニング、VR教材、トレーニングキット等)の開発費、製作費等をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑦ 機材調達・環境等整備費（オンライン指導の場合）
オンラインツール整備のための費用(通信費、機材費、WEB会議システム使用料、ウェアラブルカメラレンタル費等)をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑧ 遠隔指導導入支援費（オンライン指導の場合）
オンライン指導実施に向けたコンサルティングサービス利用料等をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑨ 資料機器輸送費（オンライン指導の場合）
指導実施に必要な資料、機器等の輸送費（送料、通関料）をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

別表　専門家派遣費支給基準

区分	費用・手当		支給内容
⑴旅費	外国旅費	航空賃	対面指導の場合、第1表の航空券を補助対象とし、e-チケットを送付 ※レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力を全く実施しない場合は補助対象外。
		外国日当及び外国宿泊料	対面指導の場合、第2表の額を補助対象 ※レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力を全く実施しない場合は補助対象外。
	支度料		対面指導の場合、第3表の額を補助対象 ただし、1カ月未満は支給しない ※レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力を全く実施しない場合は補助対象外。
	渡航雑費		対面指導の場合、補助対象として精算 (予防注射料、一般旅券発給手数料、査証料、出入国に必須の書類(査証等)取得手数料、出入国税、公証料及び空港施設利用料) ・予防注射料は上限を10万円とする ・査証は専門家派遣実施のために最低限必要な種類とする ・パスポート用及び身分証明用の写真は専門家の負担 ・レジデンストラック利用で義務化されている場合は、日本及び派遣国でのPCR検査費用、陰性証明書等の発行手数料等（PCR検査実施に伴う旅費は対象外） ※レジデンストラック利用の場合、待機期間中に技術協力を全く実施しない場合は補助対象外。
	滞在費		対面指導の場合、第2表の額を補助対象(滞在日数が30日を超えるときはその超えた日数について10％、60日を超えるときはその超えた日数について20％をそれぞれ減額) レジデンストラック利用の場合、待機期間中、技術指導の準備や資料・マニュアル作成、オンライン指導等、技術協力に取り組むことを条件に、技術協力を実施した日について補助。ただし会社カレンダーにおける休日(土日祝日等)については技術協力を実施しなくても補助。
⑵その他派遣に必要な経費	損害補償保険費		対面指導の場合、派遣期間中の海外旅行保険を付保。第4表の限度額の範囲内。また、企業に所属していない専門家に対しては、労働者災害補償保険を付保。
	技術協力費		原則として、派遣元企業へ日額6,000円を補助対象（派遣期間分） レジデンストラック利用の場合、待機期間中、技術指導の準備や資料・マニュアル作成、オンライン指導等技術協力に取り組むことを条件に、待機期間中のうち技術協力を実施した日について、1,000円/時間(※上限6,000円)を補助。 オンライン指導の場合、指導を実施した日のみについて補助。半日単位で指導を実施した日については半日分(3,000円/半日)とする。
	通訳謝金		オンライン指導の場合、⑵③通訳費の表の金額を上限として補助。ただし社内通訳は補助対象外。
	旅費交通費 施設等借上費 教材費 機材調達・環境等整備費 遠隔指導導入支援費 資料機器輸送費		オンライン指導の場合、AOTSが認める範囲で補助。

第1表　航空券

〔赴任及び帰国時〕
〔AOTSが費用を負担する一時出国時(業務打ち合わせ一時出国)〕

原則として割引航空券とする。

専門家格付＼任国(地域)	中国、モンゴル及びアセアン加盟国	左記以外の国(地域)
1号	ビジネスクラス以下	
2号及び3号-1	エコノミークラス	ビジネスクラス以下
3号-2	エコノミークラス※	

※出発地から目的地までの経由地で宿泊することなく直行する場合で、乗り継ぎに伴う待機時間は除いて通算24時間以上の場合、ビジネスクラス利用可。

＜航空券の手配について＞
航空券の手配は、AOTSが次のとおり行います。

1. 専門家の安全管理上、AOTSが旅行会社を通じて航空券(ルートの変更・航空会社の変更は不可)の手配を行い、e-チケットを送付します。
2. 専門家の出発日は、専門家、派遣元企業及び指導先企業のご都合を考慮して決定します。帰国日は審査委員会で決定された派遣期間に応じて決定します。
3. 原則として直行便を手配します。ただし、直行便が就航していない場合、スケジュール上やむを得ない場合は、経由便を手配します。
4. 派遣国の政情不安等の緊急時等に際して、日程変更等を行う際には手数料が発生しますが、AOTSの指示により日程を変更する場合の手数料は、AOTSが負担します。
   また、緊急時に当該航空券が使用できない場合の取り扱いについては、別途AOTSより指示を行います。

第2表　外国日当及び外国宿泊料

〔赴任及び帰国時〕

(単位:円)

専門家の号	外国日当（1日につき）				外国宿泊料（一夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
1号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
2号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
3号-1	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600
3号-2	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600

（備考）地方の別は、第5表「地域別早見表」による。

第3表　支度料

(単位:円)

専門家の号＼派遣期間	1ヵ月以上3ヵ月未満	3ヵ月以上
1号	94,910	111,650
2号	85,090	100,100
3号-1及び3号-2	80,180	94,330

第4表　海外旅行保険

項　目	保険金
傷害死亡・後遺障害	5,000万円
疾病死亡	3,000万円
治療・救援費用	1,500万円
賠償責任	500万円

第5表　地域別早見表（第2表の備考関係）

地　域	支給区分	地域名
北米地域	指定都市	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ及びワシントン
	甲地方	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く（中南米地域参照）。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
	乙地方	—
	丙地方	
欧州地域	指定都市	ジュネーブ、ロンドン、モスクワ及びパリ
	甲地方	ヨーロッパ大陸（乙地方を除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
	乙地方	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア
	丙地方	—
中近東地域	指定都市	アブダビ、ジッダ、クウェート及びリアド
	甲地方	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	乙地方	—
	丙地方	
アジア地域（日本を除く）	指定都市	シンガポール
	甲地方	—
	乙地方	インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ
	丙地方	アジア大陸（乙地方を除く。アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。）
中南米地域	指定都市	—
	甲地方	
	乙地方	
	丙地方	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
大洋州地域	指定都市	—
	甲地方	
	乙地方	オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く（北米地域参照）。）
	丙地方	—
アフリカ地域	指定都市	アビジャン
	甲地方	—
	乙地方	
	丙地方	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く（欧州地域参照）。）
南極地域	指定都市	—
	甲地方	
	乙地方	
	丙地方	南極大陸及び周辺の島しょ

（注）船舶又は航空機による旅行（海外を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、地域の別にかかわらず丙地方につき定める額とする。

第6表　厚生労働省検疫所(FORTH)による国別推奨予防接種

国・地域名	黄熱	ﾎﾟﾘｵ	日本脳炎	A型肝炎	B型肝炎	狂犬病	破傷風	ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	麻疹・風疹
ｲﾝﾄﾞ		○	○	○	○	○	○	○	○
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ			○	○	○	○	○	○	○
ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ			○	○	○	○	○	○	○
ﾀｲ			○	○	○	○	○	○	○
ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ			○	○	○	○	○	○	○
ﾌｨﾘﾋﾟﾝ			○	○	○	○	○	○	○
ﾍﾞﾄﾅﾑ			○	○	○	○	○	○	○
ﾏﾚｰｼｱ			○	○	○	○	○	○	○
ﾐｬﾝﾏｰ			○	○	○	○	○	○	○
ﾗｵｽ			○	○	○	○	○	○	○
中南米	○			○	○	○	○	○	○
東ｱﾌﾘｶ	○			○	○	○	○	○	○

※予防接種の詳細や、接種が受けられる機関等については厚生労働省検疫所（FORTH)のホームページ
https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.htmlをご参照下さい。
※補助対象となる予防接種は、本表で○印が付いているものを原則と致しますが、熱帯地域における感染症（腸チフス・パラチフスやコレラ等の予防接種)も補助の対象と致します。
※その他の国については、お問い合わせください。

3.派遣費用及び分担金の支払

対面指導の場合、派遣費用の支払いは銀行振込とし、「2.派遣費用の概要」(1)については、専門家名義の口座に、また、「2.派遣費用の概要」(2) については、派遣元企業名義の口座に振込みます。なお、渡航雑費は派遣元企業に支払うこともできます。分担金の支払いは銀行振込とし、派遣元企業からお支払いいただきます。ただし、指導先企業分担金については専門家に代理受領していただきます。

オンライン指導の場合、派遣費用から分担金を差し引いた金額を派遣元企業名義の口座に振込みます。月額単位の派遣費用については、支払対象期間が1ヵ月に満たないときは、日割りで計算します。

支払時期及び支払対象期間は次のとおりです。

(1)AOTSから専門家への振込

原則として、偶数月の15日に当月及び翌月の2ヵ月分を支払います。

AOTSからの直接支給額は、当該期間に専門家に対し支払うべき総額から、専門家がAOTSの代理として指導先企業から受領する指導先企業分担金相当額を差引いた額とします。

オンライン指導の場合は、原則として発生しません。

(2)AOTSから派遣元企業への振込

原則として、各四半期終了の翌月末に、前四半期の技術協力費を後払いします。ただし、第4四半期については3月に支払います。

オンライン指導の場合、原則として、各四半期終了の翌月末に、ご提出いただいた領収書等に基づき精算し、分担金を差し引いた金額を支払います。

(3) 派遣元企業からAOTSへの振込

対面指導の場合、派遣実施分担金（大企業の場合は、派遣元企業分担金も）は、専門家の出発月の月末までにその年度分を、翌年度分は年度初めの4月末日までに、お支払いください。

オンライン指導の場合、派遣費用の支払いの際に分担金を差し引いてお支払いしますので、派遣元企業からAOTSへの振込は原則発生しません。

Ⅳ.派遣に係る費用

・対面指導の場合

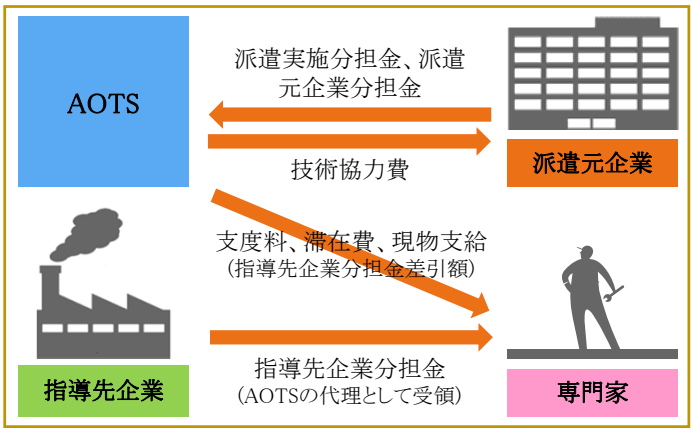

・オンライン指導の場合

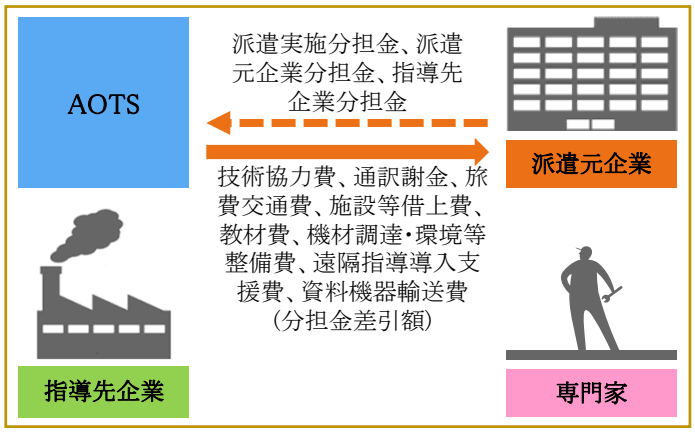

4.専門家派遣費用の年度末及び帰国精算

専門家派遣事業は、国の補助金により実施されている関係上、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとなりますので、該当年度の派遣費用の精算は、必ず年度末である3月31日までに処理しなければなりません。3月末までに精算完了させるため、必要書類ご提出のご協力をお願いいたします。

(1)年度末精算

会計年度をまたがって任国に滞在している専門家は、必ず3月18日までに当該年度に係る派遣費用の精算に必要な領収書等をAOTSに送付して下さい。

特別な事由による場合を除き、3月18日までに関係書類の送付がないときには、派遣費用の支払いをお断りするか、既に前払いした派遣費用を返金していただくことになりますので十分注意して下さい。

なお、派遣費用の精算に併せて、分担金も精算させていただきます。

(2)帰国精算

対面指導の場合、専門家の帰国後1ヵ月以内に、指導報告書をはじめとしたすべての報告書を提出するとともに、帰国精算に必要な書類を速やかに提出してください。

オンライン指導の場合、専門家の指導終了後1ヵ月以内に、指導報告書をはじめとしたすべての報告書を提出するとともに、帰国精算に必要な書類を速やかに提出してください。

なお、派遣費用の精算に併せて、分担金も精算させていただきます。

5.課税について

AOTSが専門家に支給する支度料、滞在費は不課税です。

任国で課税対象と判断される場合は、専門家個人の責任と負担において現地で申告・納付してください。所得税はAOTSの補助対象にはなりません。現地での手続きについては派遣元企業、指導先企業等に相談してください。

Ⅴ.役務許可該非判定に関するご案内

(1)該非判定の大きな流れ

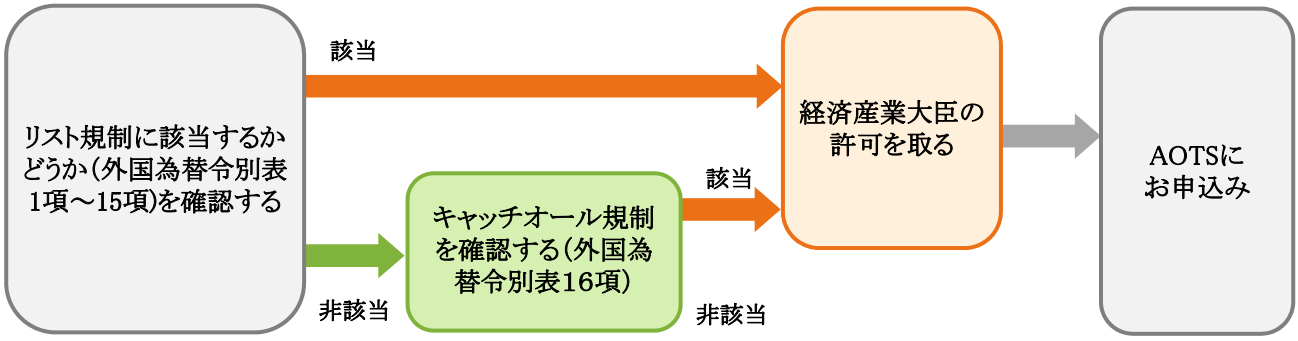

(2)リスト規制該非を確認する(外国為替令別表1項～15項)

具体的な技術の該非確認と最新情報は、経済産業省の貨物・技術のマトリクス表でご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

規制技術、品目	外国為替令別表	輸出貿易管理令別表第一	貨物等省令(＊)条項番号	
			外国為替令対応部分	輸出貿易管理令対応部分
武器	1	1	―	―
原子力	2	2	第15条	第1条
化学兵器	3	3	第15条の2	第2条
生物兵器	3の2	3の2	第15条の3	第2条の2
ミサイル	4	4	第16条	第3条
先端素材	5	5	第17条	第4条
材料加工	6	6	第18条	第5条
エレクトロニクス	7	7	第19条	第6条
電子計算機	8	8	第20条	第7条
通信	9	9	第21条	第8条
センサ	10	10	第22条	第9条
航法装置	11	11	第23条	第10条
海洋関連	12	12	第24条	第11条
推進装置	13	13	第25条	第12条
その他	14	14	第26条	第13条
機微品目	15	15	第27条	第14条

＊「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

該当 → 経済産業大臣の許可を取る

非該当 ↓ 上記別表1～15項に非該当、対象外であった技術に関してキャッチオール規制を確認。
(食料品、木材等を除く原則全品目を対象)

(3)キャッチオール規制を確認する

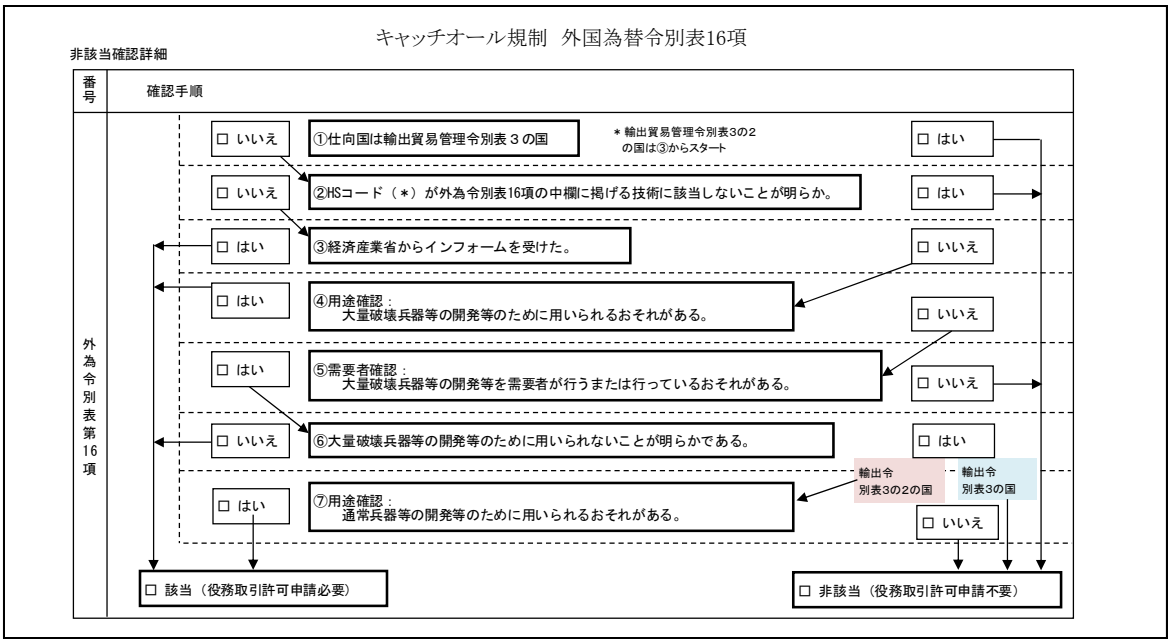

＊「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められたコード番号です。
https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010701.html

Ⅵ.対象国・地域一覧

■対象国・地域一覧

アジア	アフリカ		大洋州
＊アフガニスタン	アルジェリア	＊マラウイ	＊キリバス
インド	アンゴラ	＊マリ	サモア
インドネシア	＊ウガンダ	南アフリカ共和国	＊ソロモン諸島
ウズベキスタン	エジプト	＊南スーダン	＊ツバル
カザフスタン	エスワティニ王国	＊モザンビーク	トケラウ
＊カンボジア	＊エチオピア	モーリシャス	トンガ
キルギス	＊エリトリア	＊モーリタニア	ナウル
スリランカ	ガーナ	モロッコ	ニウエ
タイ	カーボヴェルデ	リビア	バヌアツ
タジキスタン	ガボン	＊リベリア	パプアニューギニア
トルクメニスタン	カメルーン	＊ルワンダ	パラオ
＊ネパール	＊ガンビア	＊レソト	フィジー
パキスタン	＊ギニア	**中南米**	マーシャル諸島
＊バングラデシュ	＊ギニアビサウ	アルゼンチン	ミクロネシア
＊東ティモール	ケニア	アンティグア・バーブーダ	ワリス・フツナ
フィリピン	コートジボワール	エクアドル	
＊ブータン	＊コモロ	エルサルバドル	**ヨーロッパ**
ベトナム	コンゴ共和国	ガイアナ	アルバニア
マレーシア	＊コンゴ民主共和国	キューバ	ウクライナ
＊ミャンマー	＊サントメ・プリンシペ	グアテマラ	北マケドニア共和国
モルディブ	＊ザンビア	グレナダ	コソボ
モンゴル	＊シエラレオネ	コスタリカ	セルビア
＊ラオス	＊ジブチ	コロンビア	トルコ
中　東	ジンバブエ	ジャマイカ	ベラルーシ
アゼルバイジャン	＊スーダン	スリナム	ボスニア・ヘルツェゴビナ
アルメニア	赤道ギニア	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	モルドバ
＊イエメン	＊セネガル	セントルシア	モンテネグロ
イラク	セントヘレナ島	ドミニカ	
イラン	＊ソマリア	ドミニカ共和国	
ジョージア	＊タンザニア	ニカラグア	
シリア	＊チャド	＊ハイチ	
パレスチナ	＊中央アフリカ	パナマ	
ヨルダン	チュニジア	パラグアイ	
レバノン	＊トーゴ	ブラジル	
	ナイジェリア	ベネズエラ	
	ナミビア	ベリーズ	
	＊ニジェール	ペルー	
	＊ブルキナファソ	ボリビア	
	＊ブルンジ	ホンジュラス	
	＊ベナン	メキシコ	
	ボツワナ	モントセラト	
	＊マダガスカル		

注1. 上記の表は五十音順で序列し、国・地域名は一般名称にて表記しています。
注2. これらの国・地域は、主としてOECD／DAC（経済協力開発機構／開発援助委員会）の定める開発途上国です。
注3. 以下の国・地域は、対象国・地域から既に除外されています。
中国（香港、マカオ含む）、シンガポール、ブルネイ、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、バハマ、ギリシャ、プエルト・リコ、フランス領ギアナ、イスラエル、キプロス、ガデループ、サンピェール・ミクロン、マルティニク、レユニオン、バミューダ、ケイマン諸島、フォークランド諸島、韓国、アルバ、フランス領ポリネシア、ジブラルタル、蘭領アンティレス、ニュー・カレドニア、北マリアナ諸島、英領バージン諸島、マルタ、スロベニア、バーレーン、エストニア、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、サウジアラビア、パレスチナ、バルバドス、オマーン、トリニダード・トバゴ、クロアチア、ウルグアイ、チリ、セーシェル、クック諸島
注4. アンティグア・バーブーダ、パラオ、パナマは2022年1月1日に対象外となる予定。
注5. ブータンは2023年12月13日に、サントメ・プリンシペ及びソロモン諸島は2024年12月13日に対象外となる予定。
注6. モーリシャス、ナウルは2023年度に対象外となる可能性があります。
注7. 表中の＊印は後発開発途上国、＊印以外の国・地域は開発途上国です。
開発途上国：DACの定めるDACリスト（The DAC List of ODA Recipients Effective for reporting on 2021 flows）のうち「Least Developed Countries」以外の開発途上国・地域および日本政府がODA対象国と認めた国・地域。
後発開発途上国：DACリストの後発開発途上国「Least Developed Countries」

Ⅶ.個人情報保護方針

一般財団法人海外産業人材育成協会(以下「当協会」)は主に開発途上国の産業人材を対象とした研修および専門家派遣等の技術協力を推進する人材育成機関です。これらの事業を通じて、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与します。

当協会を利用される方々の「個人情報保護の重要性」を深く認識し、以下の方針を定め、これを遵守します。

1. 個人情報の取得・利用・提供に関して
個人情報の取得に際してはその利用目的を特定し、当協会の正当な事業の範囲内で適法かつ公正な手段により行います。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは行わないものとし、そのために必要な対策を講じます。また当協会は、皆様の個人情報を適切に管理し、ご本人の同意を得た範囲を超えた第三者への提供、開示等は致しません。

2. 法令及びその他の規範の遵守に関して
当協会は個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

3. 個人情報の適正管理に関して
個人情報の漏えい、滅失又はき損のリスクを認識し、その防止及び是正のための協会内基準や責任体制を確立し、適正な安全対策を講じます。

4. 個人情報保護に対する取組み
当協会の役員及び従業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な保護に努めます。そのため、「個人情報保護マネジメントシステム要求事項(JISQ15001)」を基にした個人情報保護マネジメントシステムを策定し、従業者等が遵守すると共に、この継続的改善に努めます。

5. 個人情報に関するお問い合せについて
当協会の個人情報に関する苦情及び相談等については、下記の当協会窓口でお受けします。

個人情報相談窓口
総務企画部　総務・人事グループ
TEL:03-3888-8211　FAX:03-3888-8264　(月曜日～金曜日)

以上

Ⅷ.アクセスマップ

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)
企業連携部　研修・派遣業務グループ

〒120-8534　東京都足立区千住東1-30-1
各線「北千住」駅 1番出口より 徒歩12分
東部スカイツリーライン「牛田」駅より 徒歩7分
京成本線「京成関屋」駅より 徒歩7分

T　　E　　L:　+81-3-3888-8221
E　メ　ー　ル:　kigyo-inquiry-az@aots.jp
ホームページ:　https://www.aots.jp/

北千住事務所　地図

バンコク事務所（10月から新住所に移転予定）
Nantawan Building 16F, 161 Rajadamri Rd., Pathumwan Bangkok 10330, Thailand
Tel : +66-2-255-2370～1　　Fax : +66-2-255-2372

ジャカルタ事務所
12A Floor, Wisma KEIAI, Jl. Jend Sudirman Kav 3 Jakarta 10220, Indonesia
Tel : +62-21-572-4262～3

ニューデリー事務所
Offce Unit 12A, Rectangle One, D-4 Saket District Center, New Delhi -110017
Tel : +91-11-4105-4504

ヤンゴン事務所
Room 401, 4th Floor, Yuzana Hotel, No.130, Shwe Gon Taing Road, Bahan Township, Yangon, Myanmar
Tel : +95-1-860-4922

一般財団法人
海外産業人材育成協会
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

〒120-8534　東京都足立区千住東1-30-1
1-30-1, SENJUAZUMA, ADACHI-KU, TOKYO 120-8534, JAPAN

企業連携部　研修・派遣業務グループ
Tel：03-3888-8221　Fax：03-3888-8428

ホームページ　https://www.aots.jp/
メールアドレス　kigyo-inquiry-az@aots.jp

@2021 AOTS